

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時R1-010	成田市	在留資格「企業内転勤」の要件見直しについて	「技術・人文知識・国際業務」の活動をするために、海外から日本へ転勤する外国人が取得できる在留資格である「企業内転勤」について、基準省令により、海外の事業所で「技術・人文知識・国際業務」の活動を継続して1年以上行っている必要があるところ、外資系企業等の日本での事業展開の強化による国際競争力の強化や柔軟な人材配置等を可能とするために、国家戦略特別区域内においては、海外の事業所で「技術・人文知識・国際業務」の活動に係る試用期間又は研修期間を終えていれば、在留資格を取得することが可能になるというもの。	申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において「技術・人文知識・国際業務」に従事している場合で、その期間（企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して一年以上あること。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において「技術・人文知識・国際業務」に従事している場合で、当該業務に係る試用期間又は研修期間を満了していること。	法務省	在留資格「企業内転勤」の要件の一つとして、「申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において、入管法別表第1の2の表の『技術・人文知識・国際業務』の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間（企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事務所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して1年以上あること」としている。これは、外国人を我が国に入国させること自体を目的として外国人を新規に雇用等することを防止するための観点から定めているものであり、当該期間を縮小することは困難である。